

府中市地域公共交通運賃協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項及び第9条の3第3項の規定に基づき、地域の需要に応じ、住民の生活のために必要な旅客運送に関わる運賃及び料金等(以下「運賃等」という。)を協議するため、府中市地域公共交通運賃協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について、協議を行うものとする。

- (1) 本市の実情に応じた一般旅客自動車運送事業の運賃等に関すること。
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織等)

第3条 協議会は、必要の都度開催し、次に掲げる者によって組織する。

- (1) 市民生活部長又は市民生活部長が指名する職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (3) 中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者代表

2 協議会の委員は、当該運賃等に関わる協議が終えたときに解任されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、前条第1号に掲げる者を充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、会議への代理出席を認めることができる。
- 6 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 7 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正

かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(書面審議)

第6条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定について準用する。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、府中市市民生活部地域づくり課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。